

○飯塚市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和5年6月30日

飯塚市告示第221号

改正 R7-112

(趣旨)

第1条 この告示は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする飯塚市子育て世帯訪問支援事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障がい、疾病、幼齢等により援助を必要とする親族に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 支援対象児童等 飯塚市要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦及び地域社会から孤立しがちな子育て世帯をいう。
- (3) こども家庭センター 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定及び飯塚市こども家庭センター設置要綱(令和6年3月27日付告示第87号)に基づき、設置された「飯塚市こども家庭センター」をいう。
- (4) 支援員 第1条に掲げる目的を達成するため、ヤングケアラー・支援対象児童等がいる世帯を訪問し、第5条に掲げる支援を行う者をいう。

(事業の実施)

第3条 本事業の実施主体は、飯塚市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる場合には、本事業の全部又は一部を社会福祉法人又はその他の団体(以下「事業者」という。)に、委託することができるものとする。

(対象家庭)

第4条 支援員が訪問する対象の家庭は、こども家庭センターにおける会議において、対応方針を継続指導(支援又は見守り)と分類したヤングケアラー・支援対象児童

等のいる家庭(以下「対象家庭」という。)を原則とする。ただし、ヤングケアラーについては、市長が定めるアセスメントシートの活用等により、判断することとし、ヤングケアラーと疑われる段階であっても対象に含むこととする。

(支援内容等)

第5条 支援員が実施する支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談及び助言
- (2) 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行及びサポート等)
- (3) 育児・養育支援(育児のサポート、宿題の見守り等)
- (4) 対象家庭内の高齢者又は障がい者等の介護(食事・排泄の介助、衣類やシーツの交換、見守り等)
- (5) 地域の母子保健施策及び子育て支援施策等に関する情報提供
- (6) ヤングケアラー・支援対象児童等の状況及び養育環境の把握並びに飯塚市への報告
- (7) その他必要な支援

(実施日等)

第6条 本事業の実施日は、8月13日から8月15日までの日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 本事業の利用時間及び利用基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (2) 利用基準は、1日あたり2時間以内とし、1月につき10日を限度とする。ただし、現に日常生活に支障が生じている状況等を勘案して、必要な範囲で決定することができる。

(支援員)

第7条 事業者は、次のいずれの要件も満たす者のうちから、訪問する支援員を選考し、派遣するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 自ら子育てをした経験のある者又は子育てに関する事業に従事した経験のある者

イ 保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士又は幼稚園教諭の資格を有している者

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護を行う者

又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第2項に規定する居宅介護を行う者

- (2) 家事等に関する援助を適切に実行できる能力を有すること
- (3) 心身ともに健全であること
- (4) 以下ア～エに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(他制度の優先利用の原則)

第8条 介護保険法又は障害者総合支援法に規定されている事業等による訪問支援(以下「他制度」という。)と、本事業による訪問支援の内容が重複する場合、他制度の利用を優先する。

(利用料)

第9条 本事業の利用料は無料とする。但し、支援員が代行する買い物等にかかる費用及び通院等の付き添いに要する交通費等の実費については、利用者の負担とする。

(実施場所)

第10条 本事業の実施場所は、原則として利用者の居宅とする。

(利用の手続)

第11条 本事業を利用しようとする者は、あらかじめ登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の登録を受けた者(以下「利用者」という。)から支援員の派遣の要請があった場合は、当該要請の内容を確認のうえ、速やかに支援員の派遣の要否を審査し、必要と認められるときには、その旨を通知するとともに、事業者に支

援員の派遣を依頼するものとする。

(派遣の取消し)

第12条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、支援員の派遣を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 前条第1項の登録又は同条第2項の要請の内容に虚偽があったとき
- (3) 支援員の派遣に支障があると認めるとき

(支援員等の責務)

第13条 支援員その他の本事業の実施に当たる者は、その業務を行うにあたって、利用世帯員の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(報告)

第14条 事業者は、毎月、支援員の派遣状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、事業者に対して本事業の実施状況についての報告を求めることができる。

(補則)

第15条 書類の様式その他の本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。